

## 教育厚生委員会会議録

日時 令和4年12月12日(月) 開会時間 午前 10時00分  
閉会時間 午後 1時43分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹  
副委員長 流石 恭史  
委員 杉山 肇 猪股 尚彦 土橋 亨 杉原 清仁  
久保田松幸 望月 勝 佐野 弘仁

### 説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 井上 弘之  
感染症対策企画監 植村 武彦 新型コロナウイルス対策監 若月 衛  
グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 村松 茂樹  
健康長寿推進課長 小澤 理恵 国保援護課長 山下 清子  
障害福祉課長 山本 英治 医務課長 菊島 利一  
衛生薬務課長 小林 早苗 健康増進課長 宮澤 健一

子育て支援局長 小田切 三男 子育て政策課長 細田 尚子  
子ども福祉課長 篠原 孝男

教育長 手島 俊樹 教育次長 降旗 友宏 教育監 萩原 章司  
教育監 市川 敏也 理事 藤原 鉄也 次長(総務課長事務取扱) 河野 公紀  
教育企画室長 望月 勝一 福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ  
義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一  
特別支援教育・児童生徒支援課長 鷹野 美香 生涯学習課長 成島 仁  
保健体育課長 金井 哲也

### 議題 (付託案件)

- 第193号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員  
の採用等に関する条例中改正の件
- 第195号 山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例廃止の件
- 第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第  
3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

第206号	指定管理者の指定の件
第207号	指定管理者の指定の件
第227号	指定管理者の指定の件
第228号	指定管理者の指定の件
第229号	指定管理者の指定の件
承第5号	令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款
請願第2-2号	公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて
請願第4-6号	「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求めることについて
請願第4-7号	ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号、請願第4-6号及び請願第4-7号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時43分まで感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行い、途中休憩をはさみ、午後1時から午後1時43分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係

※第195号 山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第5号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

**※第206号 指定管理者の指定の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第207号 指定管理者の指定の件**

質疑

猪股委員 第207号議案愛宕山こどもの国の指定管理者の指定について伺います。  
現在、愛宕山こどもの国は、来春のオープンを目指し再整備中であると前回の委員会で説明がございました。  
新しい愛宕山こどもの国は、遊具のリニューアルを行い、また、キャンプ場エリアにおいても富士山や甲府盆地が眺望できる景観を生かしたフィールド整備や管理棟また炊事棟も新たに整備するということですがけれども、キャンプブームとなっている昨今は、特にファミリーキャンパーの強いニーズに応える内容であり、私も完成をととても楽しみにしています。  
そこで、伺います。愛宕山こどもの国の指定管理者の選定においては、山梨県青少年協会1団体の応募のみということですが、例えば、そのほかに相談などがあったのか、選定に至った経緯についてお伺いします。

細田子育て政策課長 今回の指定管理候補者の選定方法は、公募型プロポーザル方式を採用しており、5月に県のホームページや新聞広告などで周知をしてきたところです。  
6月に現地説明会を開催しました折には、青少年協会のほか民間団体等3者、合計4者が参加しておりました。結果的に、応募は青少年協会1団体のみとなっております、9月に開催しました指定管理者候補者選定委員会において、応募者のプロポーザルを受け、質疑応答等を踏まえた上で、候補者として決定をしたところです。

猪股委員 現地説明会への参加が4者あった中で、実際に応募した1者とプロポーザルで契約したということだと思います。  
次に、前回と同じ青少年協会が管理するということですがけれども、指定管理者には県

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
立科学館のように、民間企業が参入している例もあります。

青少年協会が、リニューアルした愛宕山こどもの国のその魅力を、十分に発揮する管理ができるかどうかについて、県はどのようなお考えでしょうか。お伺いします。

細田子育て政策課長 今回の応募では、民間の企業の応募はございませんでしたが、現指定管理者である青少年協会は、施設の設置目的や県の管理運営方針を十分に理解した上で事業提案をしてきております。

特に、県が期待する自然保育の推進についてですが、青少年協会がこれまで培ってきたノウハウに加えまして、地元のボランティアや自然保護活動に取り組んでいる団体などと連携して、実効性のある取り組みを展開していただけるものと考えております。

また、青少年協会からは、愛宕山が富士山や甲府盆地の夜景を望めるビュースポットであることから、先ほど委員がおっしゃったように、ファミリーキャンパー向けのナイトツアーですとか、星空観察会などを開催する企画のほか、都市部の方のためのワーケーションの場としても利用していただくような取り組みも提案していただいておりますので、リニューアル後は、施設の魅力を十分に高めていただけるものと考えております。

猪股委員 ありがとうございます。遊びを通して、仲間づくりや、愛宕山の自然を生かしつつ安全に楽しめるような、幼児から小中学生などの自然体験活動の拠点となるよう、県も指定管理者と連携して、しっかりした取り組みをしてもらえることをお願いし、質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの**

質疑

(新型コロナウイルス感染症医療提供体制強化事業費、新型コロナウイルス検査体制強化事業費について)

杉山委員 感の2ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症医療提供体制強化事業費それと新型コロナウイルス検査体制強化事業費について質問させていただきます。

毎日、感染者数の発表があつて、1,000人前後で高止まりしているという状況が続いているので、しっかりと体制を強化していかなければいけないと感じています。

そういった中で、先ほど説明があつたように、この冬はまたインフルエンザと同時流

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
行という話もありまして、しっかりとした医療提供体制をつくっていくことが重要だと思っております。

コロナの診療・検査医療機関については、発熱症状があった場合に、まず診療してもらおう医療機関であり、できる限り多くの医療機関で診てもらえるようにすることが、何より重要だと思います。

今回、県では、診療・検査医療機関に向けた支援として、新型コロナウイルス感染症医療提供体制強化事業費のうち、診療・検査医療機関設備整備費補助金2億3,500万円、新型コロナウイルス検査体制強化事業費、診療・検査医療機関検査機器整備費補助金2億1,500万円を計上していますけれども、まだまだコロナ感染者が高止まりしている、あるいはインフルエンザが同時流行という懸念がされる中で、やはり診療・検査医療機関の充実を進めることが、何より重要だと思いますので、その観点から何点か質問させていただきます。

まず、診療・検査医療機関の状況について、知事の所信表明、本会議の答弁では、約350の医療機関を指定し、50ほどが新たに参画をしたということであります。

診療・検査医療機関数の拡充の状況と、全国的に見た水準について伺います。

若月新型コロナウイルス対策監 まず、診療・検査医療機関の数についてですが、夏の第7波が収束した後の10月の末時点で、305の医療機関を指定したところでございます。

その後、委員おっしゃるとおり、同時流行対策でやってきておりまして、県の医師会の御協力もいただきながら、新たな参画を強く働きかけております。

その結果、11月末現在で、新たに50の医療機関に参画していただけることになりまして、355の医療機関を現在、指定をしているところでございます。

もう一つ、本県の状況、全国的に見た水準ということでございます。

12月7日、先週時点になりますけれども、10万人当たり、本県の診療・検査医療機関の数は、43.8医療機関でございます。全国平均が32.5医療機関でありますので、これを大きく上回る状況でございます。全国的には、上から12番目くらいの位置にあります。

杉山委員 数字的には、高い水準ということだと思いますが、県内には地域的にいろいろな特徴があって、そうした医療機関が少ないという偏在もあると思います。

県内全域が公平とはなかなか難しいかもしれないですけれども、県民が利用できる、利用しやすいという体制も含めて、今どうでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 地域的な状況については、詳細なデータを今持っておりませんが、やはり、委員がおっしゃるとおり、診療を受けられない地域があっては困るということもございまして、県の医師会と調整をさせていただきまして、できるだけ多くの地域的ばらつきがないように、参画いただくようお願いしているところでございます。

杉山委員 現状を御説明いただきました。この事業については、6月の補正で診療・検査医療機関設備整備費補助金で1億2,300万円。また、診療・検査医療機関検査機器整備費

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
補助金として9,300万円を計上しているわけでありませけれども、6月補正予算の  
事業進捗状況はどのようになっているのかということと、また、12月補正予算案では、  
どの程度の診療・検査医療機関に対し支援を予定しているのか、お伺いいたします。

若月新型コロナウイルス対策監 まず、6月補正予算の執行状況でございます。予算計上の時点におき  
ましては、94の医療機関を想定いたしまして、計上したところでございますが、現在、  
75の医療機関からの申請を受け付けているところでございます。その後、第8波同時  
流行対策ということで、追加要望を調査したところ、110の医療機関から3億300  
万円の要望があったところでございます。

今回のこの予算計上に当たりましては、新たな参画の働きかけを継続して行っている  
ところであります。今後、さらに診療・検査医療機関の増加を見込み、150の医療機  
関に対しまして、支援を予定しているところでございます。

杉山委員 この予算の支援予定については、承知いたしましたけれども、先ほども言いましたが、  
まだまだコロナの感染者が高止まりしている状況、あるいはインフルエンザが同時流行  
という懸念もある中で、やはり県民が発熱したら安心して受診できる機関を充実させる  
ことが何より必要だと思います。

そういった意味で、診療・検査医療機関の拡充をどのように進めていくのか、お伺い  
いたします。

若月新型コロナウイルス対策監 診療・検査医療機関の拡充につきましては、これまでも、県の医師会  
を通じて参画を働きかけております。また、先週12月5日に、同時流行に向けた医療  
対策会議というものを、医療関係者、加えて市町村に向け会議を行ったところでござい  
ます。その場におきましても、県の医師会、地区の医師会に対しまして、参画を強く働  
きかけていただけるように要請したところでございます。

その際には、診療・検査医療機関に対する応援金の支給または年末年始に開業する医  
療機関に対する支援策を示しながら、県が後押しをしていくような姿勢をしっかりと説  
明したところであります。

引き続き、特に意欲のある医療機関に対しましては、今回の補助金、設備整備・検査  
施設整備の補助金、こうしたものをあわせて案内していくことで、新たな参画を促して  
いきたいと考えております。

杉山委員 全ての県民が何より安心して、すぐに受診できる体制を構築することが、ポストコロ  
ナ、次のステップにつながるだろうと思いますので、ぜひ、よろしくお願い申し上げま  
して、質問を終わります。

(分娩取扱施設施設整備事業費補助金について)

杉原委員 それでは、課別説明書、福7ページのマル臨分娩取扱施設施設整備事業費補助金につ  
いて幾つか質問させていただきます。

コロナ禍が長引く中で、妊産婦の方の心理的な不安は増していると考えております。

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
その中で、安全に安心してお産に臨むためには、住みなれた身近な地域に利用できる分娩施設があることが大切なことだと考えます。

そこで、まず県内の分娩取り扱い施設の状況についてお伺いいたします。

菊島医務課長 県内で分娩を取り扱う医療機関につきましては、現在17施設となっております。  
また、分娩を取り扱う助産所につきましては、県内2カ所となっております。

杉原委員 次に、今回、補助対象とする施設と、その整備内容についてお伺いいたします。

菊島医務課長 今回、補助対象としている施設につきましては、富士吉田市内に今年度中に開設を予定しております助産院フジサンバでございます。この助産院フジサンバでは、現在、出張による妊婦健診や出産の立会いなどの活動を行っていると聞いておりますが、施設整備後は、新たに助産所内に分娩の取り扱い施設を開始する予定でございます。

また、施設整備の内容につきましては、分娩を取り扱う施設として必要な分娩室や妊産婦及びその家族が宿泊するための居室・トイレなどを整備すると聞いております。

杉原委員 ありがとうございます。御説明いただいた助産所には医師が常駐していないものと認識しておりますけれども、母親や新生児の容体が急変した場合には、どのように対応する予定なのかお伺いいたします。

菊島医務課長 助産所は、基本的にリスクの少ない通常分娩のみを取り扱うこととなっております。しかし、委員御指摘のとおり急変する可能性もございますので、運営する際には、地域の産科医が嘱託医となって分娩を支援するとともに、緊急時には嘱託医療機関となっている近隣の病院、富士吉田市立病院を予定しておりますが、そういったところに患者をすぐに搬送し、対応する支援体制を整備するものと伺っております。

杉原委員 身近な地域で安心して子供を産み育てる環境については、今後とも充実していったほしいと考えております。

そこで、県の周産期医療体制の整備に向けた取り組みや、今後の考え方についてお伺いいたします。

菊島医務課長 まずは、産科医の確保が肝要と考えております。そのため、県では医学部生を対象にしたセミナーの開催や、産科医専門医研修を受ける後期研修医の研修への研修資金の貸与、また、分娩や新生児のケアを担当する医師に手当を支給する医療機関に対する助成など、幅広く施策を展開しております。

加えまして、今回のように、分娩施設の整備に対する助成を行い、周産期医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

杉原委員 今後とも地域で安心して子供が産めるよう、周産期医療体制の充実に向けた支援をお願いして、質問を終わります。

(介護福祉総合支援センター整備事業費について)

土橋委員 課別説明書、福の3ページ、介護福祉総合支援センター整備事業費について説明がありました。幾つか質問をさせていただきます。

先ほど、山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の廃止条例が提案されましたが、介護実習普及センターの廃止と、介護福祉総合支援センターの開設との関係について教えてください。

小澤健康長寿推進課長 介護実習普及センターは、平成9年に設置されまして、家族介護者支援の一翼を担ってまいりましたが、開設から20年以上が経過いたしまして、設置当初とは社会情勢やニーズが変化していることから、市町村や民間企業との役割分担を整理する中で一定の役割を果たし終えたため、今年度末をもって廃止する予定となっております。

令和5年度以降につきましては、新たに福祉プラザに介護福祉総合支援センターを開設いたしまして、これまで介護実習普及センターが担ってまいりました家族介護者支援に加えまして、福祉人材センターが担っております事業所支援を一体的に行うことといたしまして、支援体制を強化していく予定でございます。

土橋委員 支援体制の強化は大事なことだと思いますから、ぜひ、よろしく願います。

もう一つ願います。介護事業所や家族介護者へ一体的に行うということでしたが、具体的な内容を教えてください。

小澤健康長寿推進課長 介護事業所に対しましては、介護ロボットやICTの導入、多様な人材を活用する介護助手制度の促進などの支援を行ってまいります。

あわせて、家族介護者からの相談への対応や、市町村などの関係機関につなぐハブ機能を有する相談窓口を設けるなど、相談体制の強化を図っていく予定でございます。

土橋委員 介護ロボットとか、一度は見に行ってみたいなと思っている。新しい考え方ということで、しっかりやってもらいたいと思います。

次に、改修工事の内容について質問させていただきます。

小澤健康長寿推進課長 来年度、創設いたします介護福祉総合支援センターにおきましては、介護実習普及センターと福祉プラザ4階にあります福祉人材センターの機能を統合することとしておりますので、介護実習普及センターの展示室と事務室を改修いたしまして、相談窓口や相談ブースを設けるなど、利用者が利用しやすい環境を整備していくこととしております。

土橋委員 利用者が使いやすくてということで、より便利でみんなが行けるような体制は大事だと思いますからよろしく願います。

ということで、その効果を期待しているんですが、どのような効果があるか教えてください。



小澤健康長寿推進課長 介護事業所に対しましては、先ほど介護ロボットやICTの導入、介護助手制度の促進などの支援ということで御説明させていただきましたが、このことによりまして、人材の確保・定着を促進していく効果があると考えております。

また、センターがハブとなりまして、介護事業所支援と家族介護者支援を一体的に行うことから、家族介護者の相談内容を事業所とも共有できまして、その相乗効果により、きめ細かな支援が可能となると考えております。

土橋委員 介護人材の確保・定着を期待しているということです。我々としても、ぜひその辺のところを期待していますということで、終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

(新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助金について)

望月委員 子の4ページにつきまして、何点か質問させていただきます。

新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助金について伺いたいと思います。

予算計上としては322万円ということで、金額的にはそんなに大きな金額ではないですが、近年のコロナ禍で経済的に厳しい状況の中で、子供の困窮やヤングケアラーなど家庭的な事情で大変苦しんでいる方も多いと思います。

その中で、子育て家庭に対して、市町村における児童福祉分野と母子保健分野の切れ目のない支援が必要だと思いますが、この事業は児童福祉分野と母子福祉分野が一体化したものなのか、別々に分かれているのか、事業内容について説明をお願いします。

篠原子ども福祉課長 現在、市町村におきまして、児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターがそれぞれ担当しておりますが、適切な支援につなぐためには、それらの相談機関が把握する情報をお互いに共有することが重要であります。

令和4年6月の児童福祉法の改正に伴いまして、市町村は両施設の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関であることも家庭センターの設置に努めることとされました。

改正法の施行は令和6年4月であります。組織の一体化を速やかに進めることが望まれることから、事前に必要となる施設改修費や開設準備経費について助成するものがあります。

望月委員 令和6年から一体化していくということで、各市町村でそうした施設の整備とかいろいろなものに対して計上された予算であるという説明を受けました。

この事業について、予算上には10分の9という補助率が出ていますが、この10分の9の補助率は、国と県が分配して、どのくらいの割合になるのですか。

篠原子ども福祉課長 補助率10の分の9は、国費となります。10分の1が市町村の負担になります。

改正法の施行に当たりまして、前倒しした整備ができるように、国からの補助金は既に本県の安心こども基金に受け入れているため、国費は県予算からの支出となります。

望月委員 この事業の目的、非常に大事なことだと思いますけれども、各市町村において児童福祉分野と母子福祉分野の一体化をこれから図っていくわけですが、現在どのような状況になっているのか教えていただけますか。

篠原子ども福祉課長 子ども家庭総合支援拠点は、現在、12市町村が設置済みでありまして、子育て世代包括支援センターは25市町村が設置済みであります。

望月委員 12市町村と25市町村ということで、令和6年度からはこれを一体化するということですね。  
一体化していく中での事業効果についてお伺いします。

篠原子ども福祉課長 この機関では、子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うに当たり、児童福祉・母子保健一体のケース会議の開催など、一体的な組織としての情報共有を行います。

例えば、現在、母子保健担当が実施している乳幼児全戸訪問事業などにより、虐待リスクの高い妊婦や児童の情報を早期に発見し、適切に支援につなぐことが可能となります。

こども家庭センターの法律上の設置は、令和6年4月であります。その円滑な実施のためには、法の施行を待つことなく、整備可能な市町村から取り組みを進めていくことが重要であります。

そのため、当該事業を活用し、他の市町村に対しても母子保健分野と児童福祉部門の一体的な運用を促進してまいります。

望月委員 補助先に昭和町とありますけれども、そのほかの市町村から申請は出ていないですか。

篠原子ども福祉課長 具体的に聞いているのは、昭和町のみとなります。

望月委員 今は昭和町の1町だけということですが、昭和町でどのような事業をしているのか、具体的な内容をお伺いします。

篠原子ども福祉課長 昭和町におきましては、既存の室内を改修しますので、配線工事やパーティションの設置工事、事務室の備品などの購入になります。

望月委員 現在、申請は昭和町の1町ということですがけれども、他の市町村に対しての周知はどのようにしているのかお伺いします。

篠原子ども福祉課長 市町村には、通知等で十分周知をさせていただいておりますので、要望がございましたら、また、こちらで対応させていただきたいと思っております。

望月委員 組織的に一体化するというので、よろしくお願ひします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第2—2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて**

意見

猪股委員 第2の2号、公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて、継続審査の意見を述べさせていただきます。

地域医療構想の推進は必要であるが、地域の実情を考慮して議論を進めていくことが不可欠であります。現在、いまだに継続している新型コロナウイルス感染症は第8波に入り、季節性インフルエンザと同時流行に対する医療体制の整備などが懸念されているところであります。

このような地域医療の新たな状況に対する国の対応等も踏まえ、今後の医療提供体制についての議論を注視する必要があることから、継続審査とすることが適当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

**※請願第4—6号 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求めることについて**

意見

流石副委員長 すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書の採択を求めることについて、継続審査としたいと思います。

理由は、医療・介護・保育・福祉のエッセンシャルワーカーの処遇改善は、以前から課題となっておりました。これに対して、国は本年10月から継続的な賃上げのため、診療報酬、介護報酬、公定価格を改定するなどして、現場で働く職員の収入を3%程度引き上げることにしました。

しかし、今後の処遇改善については、国の動向、社会、経済状況等を注視しながら検討していく必要があると思いますので、継続審査とすることが適当と考えます。

討論           なし

採択           全員一致で継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(園児の虐待について)

杉山委員       静岡県保育園で、保育士が虐待をしたというショッキングなニュースがあつて、本当にそういったことは絶対にあつてはならないと感じていますが、その事件を受けて、山梨県として何か対応を考えていらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

細田子育て政策課長   委員が今おっしゃっているのは、静岡県裾野市の保育所で虐待があつた案件かと思いますが、それにつきましては、さらに富山県富山市でも認定こども園における虐待、それから宮城県でも保育施設においてそういった案件が次々と報告をされている中、非常に懸念すべき案件だと考えております。

この事件を受けまして、当課からは県内の各保育所、認定こども園、幼稚園等に注意喚起を行う通知を発出いたしました。国においても今後、こういった虐待が発生した案件について、どのように対応をしていたのかといった全国的な調査を行うとの連絡を受けております。

こうした国の動きも踏まえながら、県としても今後こういった案件がないように施設指導を行っていきたいと考えております。

杉山委員       本当に、絶対にあつてはならない事案だと思いますけれども、現場の保育士さんに聞きますと、例えば子供同士でいじめがあつたりとか、もろもろあるわけです。そういうときに、叱ることも必要になってくると思います。だから、今の流れでいくと、本当に保育士さんたちは何もできなくなりますよ。

当然、虐待があつては駄目ですけれどもしつけとして、教育として必要な部分があるわけで、厚労省から来るのかもしれませんが、現場を混乱させないためにも、子供のためにも、ある程度のガイドラインが必要になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

細田子育て政策課長   委員おっしゃるとおり、保育、教育の現場は、人生の基盤をつくる大事な時期であり、社会生活をしていく上での基礎的な教育を施す場でもありますので、子供たちがやりたいことをやるだけというところではございません。

虐待に至らないまでも、不適切な保育というものがどういったものかということ、

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
これまでも取り沙汰されておまして、各保育所においても、国で令和3年3月に出しております、「不適切な保育の未然防止及び発生の対応についての手引き」などを活用した研修も行っております。

適切な保育の現場といいますのは、施設管理者の考えにも影響されることでありますので、県としましても施設管理者を対象とした研修、中堅職員を対象としたキャリアアップ研修、また、初任者研修などにおいても、子供との関わりに関する研修を十分行うことによって、適切な保育がされるように指導・助言等していきたいと考えております。

杉山委員

いろいろな対応をされるということですが、保育士個人的な問題もあるでしょうけれども、やはり保育現場の環境といいますか、今の保育所の環境も変えていかないといけないと思います。

ニュースによれば、年齢にもよりますが保育士の配置基準が日本は6人に1人。欧米では、3人に1人という基準もあるそうです。

そういったところも、せっかく山梨県は先進的な、小学校において25人学級を進めているわけですから、山梨県独自で、少人数の保育をするということを考えてもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

細田子育て政策課長 静岡県での虐待の事件、それから、送迎バスに園児が取り残されて亡くなるような案件につきましても、一つには保育士の多忙が原因ではないかという声もございます。

県では、保育士保育所支援センターを、ことし6月に開所いたしました。そこでは保育士たちの働き方改革をするための助言アドバイザーの派遣等を行っております。限られた保育人材の中で適切な保育をするために、工夫しながら保育をしていくことへ、県としてもなるべく支援をしていきたいと考えております。

杉山委員

現状だと、問題もあるだろうと思います。子供が主役ですので、子供にとってどういった保育がいいのかということの主眼に置いてできることをしていただきたいと思えます。今の質問に対しては結構です。

(新型コロナウイルス感染症対策について)

もう1点ですが、コロナがもう3年ということですね。当初から比べ、コロナの性質が大分わかってきて、フェーズも変わってきていると。ワクチンも進んで変わってきていると思います。先ほど医療、診療体制を充実させていくという、もろもろ変わってきている中で、子供たちのマスクとか幼稚園、小学校、中学、高校、大学生。子供たちの人生において本当に貴重な時間だと思うんです。そういったときに、例えば高校生は3年間マスク生活をする事への影響。あるいは、高齢者施設でも、私も数年前に経験しましたがけれども、家族と面会できず、高齢者はそのまま亡くなるというケースが、今ほとんどだと思います。

そういったことを考えたときに、高齢者の最後の生きがいとか人間の尊厳だとか、そういったことが失われること。その影響はすごくあるように思います。

今、県でもいろいろ、これを控えてくださいということをやっていると思いますが、

それは、医療側から見れば当然かもしれませんが、一方では、人間としての尊厳といえますかそういったこともあるわけです。

その辺のバランスが大事だと思いますが、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 委員がおっしゃるとおり、コロナの状況は、令和2年度に、最初にコロナが発生をして、一体どういう病気だということで、世の中全体がおののいていたところから、大分様子が変わってきていると考えております。

特に、ことしに入ってからのおミクロン株は重症化する方も非常に少ない変異株ということで、コロナ対策についても、国全体としては徐々に変わってきていると思います。

マスクの件につきましても、たしか6月ごろだったと思いますけれども、外出時はマスクをしなくていいとか、屋内でもほとんど会話をしないような状況であれば外してもよいと緩和されてきているところでございます。

ただ、一方で、感染が非常に拡大する場合におきましては、医療面からいうと医療体制の逼迫をもたらすと。それによって、本来、医療を受ける必要がある人が受けられなくなるような状況が発生する可能性があるということで、そうした面から対策をしているところであります。

ただ、今後を見通しますと、国でコロナの感染症法上の扱いを2類相当から5類にしていくのかという議論も始まってきているところでございますので、そうしたものもしっかり注視しながら、県としても対応を考えていきたいと思っております。

杉山委員

例えば、親族が入院して、特に高齢者が入院したときにお見舞いも行けない。あるいは高齢者施設で、家族がたまにはおじいちゃん、おばあちゃんの顔を見たりとか、おじいちゃん、おばあちゃんが孫の顔を見たいということが今できない状況であるわけです。そういったところは、それぞれの施設の自主規制ということでやられているのでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 もちろん施設や病院、そうした施設ごとの感染対策をしてくれという話は、県としてお願いしているところでございます。

ただ、そのレベルと申しますか、隙間というか、ちょっとだけいいよとかそうした対応については施設ごとで若干のばらつきはあるだろうという、現実にはそう思っております。

杉山委員

当然医療側から見ると、リスクがあるところは、少しでも防いで、本当に何かあったら、医療体制がすぐ崩壊するからという考えになるというのは理解できますけれども、一方では、そういったことによるもろもろの影響は当然あるわけです。

一度、コロナによって対策をすることの、デメリットとか、影響の視点から、1回調査とか、どういった影響があるのかということをお県民にわかるようにしていただいて、やはりこういうデメリットもあるけれども、やはりそれをみんな我慢して、医療体制をしっかりさせなければとか、コロナ対策をしなければという理由が納得できればそれは

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
いいでしょうけれども、現状だとなんか医療側の感染症が怖いという、声が強くて、やはりそっちに押されて、高齢者や子供は我慢しなさいというのは、何か素人ですけどもそういった印象がどうしてもあるんです。当然、必要ならそれはそれでいいでしょうけれども、やはり一方では子供とか高齢者の尊厳や人生があるわけです。

そういったところの声も、もう一度調査というのかわからないですが、その辺の実態も1回県として調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 おっしゃる点は非常にわかるところでございます。まずは、状況を確認したいと思います。

(拡大新生児マススクリーニング検査の実施について)

佐野委員

それでは、2点ほどお伺いをします。

まず、新生児マススクリーニング検査の拡大について、お聞きしたいと思います。

子ども政策は、まず最優先に進めなければならない案件であると思います。これは大人の責任であります。新生児マススクリーニングは、赤ちゃんの先天性代謝異常等の病気を見つけるための検査だと承知しています。

本県では、全国に先駆けて先進的に20種類の疾患を検査していますが、病気が早期に発見された子供たちは適切な治療を受けられることによって、元気に育っていくと聞いています。

反対に、発見が遅れる場合については、後遺症などの発生、悲しく不幸なことに亡くなる場合が発生します。

その上で、現在ではさらに拡大新生児マススクリーニング検査として、脊髄性筋萎縮症などを新たに追加していくことで、小さな子供の命が多く救えるようになっていくことは、非常によいことだと思っておりますし、これは即座に進めていかなければならないと考えています。

そこで質問します。拡大新生児マススクリーニング検査についての必要性について、山梨県のお考えをお示してください。

細田子育て政策課長 新生児マススクリーニング検査、先天性代謝異常の検査につきましては、新生児の間に検査をすることによって、早期発見・早期治療が可能となる、有効で非常に重要な検査だと認識しております。

現在、国が指定する20疾患について、山梨県でも他県と同様、検査を実施しています。それ以外に、新生児の間に行うことが有効であるという検査につきまして、国からは示されていないのですが、全国の各医療機関の先進的な研究をされている方、もしくは小児科学会などから提案されている検査もございます。

それにつきましては、山梨県でいえば、現在、中央病院と甲府市医師会に委託をして検査を実施していますけれども、現行の機器で対応できるものかどうかといった課題もございまして、県内の小児科の先生方と協議をしているところでございます。

直ちに検査が可能というわけにはまいりませんが、必要な検査について、関係者と協議をしています。

佐野委員            それでは、次に、拡大新生児マスキングの今後の検査実施や推進について、どのように進めていかれるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

細田子育て政策課長   拡大新生児マスキング検査につきましては、定例的に県内の小児科の先生方や関係者と検討会を開催しております。その席上での御意見等も踏まえながら、今後も検討していきたいと考えております。

佐野委員            ありがとうございます。検査さえ受けられて対策さえ行えば、90%が治る。先ほどの話のとおり、検査が遅れて、逆に、わからなければ亡くなってしまうということが起きるといふことであれば、どうか山梨県として推進していただければと考えますので、よろしく願いたします。

(医療用ウィッグの補助・助成について)

次に、医療用ウィッグの補助・助成についてお伺いしたいと思います。

医療用ウィッグを購入の際に、助成金制度を導入している県、市町村自治体は全国に多数あることを確認しております。都道府県市町村ごとの、助成金制度を実施している自治体を確認してみたところ、12県での補助制度があつて、市町村単位での補助制度は北海道をはじめ山形、茨城、群馬、福井などの40都道府県の多数の市町村単独事業、あるいは、県と市で応分の負担を行いながら実施していることを確認しております。

自治体としての補助対象と助成金額では、がんと診断され、がん治療を受けた方、または受けている方では、がん治療に伴い脱毛し、または脱毛するおそれがあります。

ウィッグの購入経費については、最大2分の1で2万円上限が多く、市町村との応分の負担の場合、県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合には、対象経費からその金額を差し引いた額が市町村補助の対象となる、いわゆる県とのコラボの制度が多いことを確認しています。

そこで質問します。40都道府県の市町村、12県、あるいは補完して県市町村での共同事業が多く、補助制度のない本県内市町村でも、がん患者からのニーズの多くある医療用ウィッグの助成についてですが、県として、まず対象者の皆さんからのお声、このような要望等の把握について、現在までに確認されているかどうかお伺いします。

宮澤健康増進課長   お答えいたします。要望等につきましては、これまで直接、要望等は確認していない状況にあります。

佐野委員            今後については、全国的にも対象となる方からの要望が多いという事項は確認しています。それから、全国がそうであれば、本県も同じように対象者がいるものだと考えますので、その把握には努めていただきたいと思います。

次に、本県においての対象者となる詳細な人数の実態把握についてはできているでしょうか。



宮澤健康増進課長 対象となる患者さん等につきましても、これまで調査等したことがございませんので、今は承知してない状況にあります。

佐野委員 全国しかわかっていないので、本県は把握も調査もされていないですけど。

まず、必要とされる要望人数については、本当にあるかどうかということを知らなければいけないと思いますし、この住民要望の聴取を先として、もし制度をつくるのであれば、この際には重要なファクターだと思います。少なければやらなくていいでしょうけれども、多ければ、これはやらなければいけないことだと思います。

これを把握した上で、必要ある・なしの判断をしていただくということで、必要な措置を取っていただけるものだというふうに思いますので、把握はしておいたほうがよいかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、皆さんからの多くのお声をいただくと、詳細なニーズ調査の上からでの判断だと考えますけれども、市町村単独あるいは県補助制度の必要性があると思っています。

県として、今後はどのように進めていくお考えなのか、今、わかる範囲で結構ですので、お示してください。

宮澤健康増進課長 今後につきましては、御意見をいただきましたので、まずは県内の医療機関または患者の当事者の会あるいは市町村等に要望の状況ですとか患者さんの状況につきまして確認していきたいと思っています。

佐野委員 ありがとうございます。5つか6つぐらい医療用ウィッグをつくっているところがあるそうです。

男女に性差はないので、例えば女性のことを今、言われていますけれども、例えば治療を受けた後、男性も髪の毛が抜けたりすると、なかなか仕事へも行きたくないと考えてしまう場合もあるじゃないですか。そうになると、男女共同参画の精神からしても、今後、もしこの制度を検討される上では、先進的に全国にはないので、男性用の医療用ウィッグの補助・助成も必要だと思いますので、要望を付しまして質問を終わります。

主な質疑等 教育委員会関係

※第193号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第227号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第228号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第229号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第4—7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

杉山委員 ゆきとどいた教育を求めることについて意見を述べさせていただきます。

この請願については、継続審査とすることが適当と考えます。その理由として申し上げます。

まず、請願事項1は、少人数学級を進めるとともに、教職員の増員を国に要望するものでありますが、本県では全国に先駆け25人学級を推進中であり、また教職員定数の増員につきましては、9月定例会において、議員提案により学校現場の状況を考慮した定数改善等を求める意見書を可決し、関係省庁へ強く要望したところであります。

次に、請願事項2の小中学校・高校の統廃合に関しての要望、請願事項4の知的障害者特別支援学校の過大、過密問題の解消についての要望ですが、小中学校については、設置者である市町村教育委員会が、地域の実情を踏まえ検討すべきものと考えます。

また、高等学校の統廃合、知的障害特別支援学校の過密問題の解消に関し、県では令和2年に県立高等学校長期構想2020及び山梨特別支援教育推進プラン2020を策定し、これに基づき検討や対応を行っていると考えております。

次に、請願事項3、5及び6は、高校生や大学生への経済的な支援を求めるものでありますが、国において奨学支援金制度、私立高等学校等奨学給付金、私立高等学校等学び直し支援金などの制度を創設していますし、国や県の奨学金制度また給付型奨学金制度も用意されているところであります。

以上のとおり、教育環境の整備は既に進行中、あるいは計画にもとづき検討や対応がされており、また、経済的支援については、国や県において各種制度が設けられている状況です。

したがって、現時点では今後の教育環境の変化や国の対応を注視していくことが肝要であると考えます。よって、本請願は継続審査とすることが適当と考えます。

討論 なし

採択 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(教科書選定について)

杉山委員 過日、ニュースでどこの県かは忘れましたが、教科書選定に当たって出版会社と教員が疑いのある行動をしたというニュースが流れておりました。

この問題は、数年前に教科書選定に当たって問題になったときに、県の意見書の中でも、たしか入っていた問題だと記憶しています。

当然あってはならないことだと思いますが、県では、この問題についてどのように捉えているのか、また、その対応についてお聞きしたいと思います。

高見澤高校教育課長 県立高校の教科書採択におきましては、公正公平を期するため、国からの通知等を受けまして学校に指導しているところであります。

なお、学校におきましては、教科書の調査委員会を設けまして、そこで上がってきたものを県の教育委員会で採択をしているところであります。

杉山委員 いずれにしても、こういった問題が今後出ないように、県としてしっかり対応していただきたいと思います。

(高校生の台湾交流について)

それから、今、コロナ禍で、なかなか子供たちの修学旅行といいますが、海外との交流がなかなかできない状況が続いています。当然ながら、コロナ禍が明けた暁には、いろんな意味で子供たちの海外との交流が増えてくるんだろうと思います。

そうした中で、台湾の教育関係者とちょっとお話をする機会があつて「台湾ではそういう状況が解消されれば、大勢の子供たちを連れて日本に教育旅行に行きたい」というお話がありました。

一方で、山梨県の子供たちの視野を広くするためにも、いろんなところへ行って経験させるということも大事なことでありますし、その中の1つとして、台湾は本当に1番適したところではないかなと考えています。

当然、親日的なところでもありますし、いろんな意味で、本当の日本とアジアとの関係を知ることができる機会ができるのではないかなと考えていて。なかなか山梨県、日本だけにいると、そういった本当の歴史というものを知る機会がないと感じています。

往々にして、日本の戦後の歴史というのが、本当にマイナスに教えられていて、それ

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
が全てそうだとは言いませんけれども、ちょっと偏っているという印象も持っているところでもあります。

そういう意味では、そういった機会に台湾とかに行って、本当の日本と東アジアの関係、日本が統治したときの時代の本当の歴史とといいますか、そういったことを知る機会にもなるし、台湾の人たちが山梨に来たときにも、山梨の子供たちが本当の歴史、本来であれば事前にそういった勉強をして、海外の人と交流をすれば、より深く交流もできるのかなということを考えております。

10月、台湾の双十国慶節という建国記念日に、日本の橘高校の吹奏楽部が台湾に招待されて、御存知の方もいるかもしれませんが、建国式典の中で、その高校生がパレードをして、台湾で本当に社会的な現象を起こしたというニュースが流れておりました。ユーチューブで見させていただくと、今でもあると思います。

本当にそういう意味では、本当の交流とといいますか、そういったことを、ぜひ、山梨の子供たちにも経験させてもらいたいと思いますけれども、そういった意味で、これから、いよいよ海外との交流が本格的に始まる前に、やはり子供たちにもう一度、日本と特に東アジアの関係にしっかり触れていただきたいと思います。

ちょっと抽象的な質問になりましたけど、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

高見澤高校教育課長 県立高校におきましては、現在、コロナ禍でありますので、直接的な交流は難しい面がありますが、そういった中、姉妹校交流などを通して、オンラインでの交流等を行っているところでもあります。

また、今年度、まず1つは、これはアメリカになりますが、アイオワとの35周年記念式典に、高校生も派遣していただきまして、直接、現地の文化や産業それから現地の人と交流をさせていただいたところでもあります。

また、四川省との交流におきましては、青洲高校の生徒が、四川の学校の生徒とオンラインで交流する機会も設けております。この後、今、お話しいたきました台湾等におきましても、入境の規制等、状況を見ながら伝統文化・歴史のみならず産業等の交流なども視野に、またさまざま考えていきたいと思っております。

杉山委員 台湾の総統府へ行くと、歴代の日本の総督の写真がずっと並んでいて、そういったことも事実です。台湾では、そういった歴史を隠さずに、当然、日本が統治したときには、当然、台湾から見れば嫌なこともあったでしょうけれども、それはそれとして、やはり日本が統治したときに、いろんなことをしたということも事実です。鉄道を引いたり、学校をつくったり、病院をつくったり、保健所などの衛生環境を劇的に変えたり、そういったことも事実として教えています。

台南へ行くと、八田與一という日本人の技師が烏山頭ダムをつくって、そのダムによってその南部が大穀倉地帯になって台湾が潤ったと。それも事実で、今でもその八田與一の銅像が建っていて、台湾では、春にはお祭りもしているといったことも事実なんです。そういったことを、日本の子供たちは全く知らないですよ。

戦前は日本が悪いことした。それだけです。本当に交流をするのであれば、ただ、子

令和4年12月定例会教育厚生委員会会議録  
供たちが交流して歌を歌うとかそういうことではなくて、それぞれの関わりや歴史をしっかりと事実としてそれぞれが認識をした上で交流すれば、さらに交流が深まるだろうと思います。そういう意味では、特に東アジアの関係とすれば、どうしても歴史が絡んでくるんですね。それはそれとして当然でしょうけれども、本当の歴史は何かということを踏まえて、日本の子供たちがしっかりと把握をして、その上でいろいろなところの子供たちと交流する。それが本当の友情につながるのではないかと私は考えています。

ぜひ、そんなことを踏まえて、これからこの日本をしょって立つ若い人たちが海外に出るときに、日本に誇りを持って海外に出られるように、ぜひ、そんなことを要望して質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

猪股委員

ワールドカップがいよいよ決勝まできた。その中で、世の中が盛り上がってきている。ただ、一方では、子供たちが食べるものにも困っているような世の中とギャップがあり過ぎる。その中で、サッカーにおいては日本の選手のプレーの良さ、そして観客のマナーの良さ、それが世界中で評価を受けています。

そこで言いたいのは、子供たちに、今のワールドカップのサッカーのこうした評価を、日本人のよさを褒めてもらったということと、あとは、今の平和のありがたさ。これを子供たちに何らかの形で教育につながるものがあればいいなと思います。

サッカーで喜んで、はしゃいで、大騒ぎをして周りの人に迷惑をかけるということは、逆に言うと生活がいいんですね。

片や、紛争が起きているようなところへ行けば、とんでもないことが起きている中で、サッカーなんてことを言っていられない。こうした違いを子供たちにもわかっていただいて。子供たちに日本の国民性は伝えていかなければいけないし、そして子供たちが無関心者であってはいけない。こうしたことがなければ、教育がなかなかできないということを、今の国際情勢の中でも、またサッカーを通してでも、褒められるところは褒めて、それで、やはり厳しさということも、子供たちによく知ってもらいたい。

そうした教育に対しては、学校で何らかの時間を取るようなことをやっていらっしゃるんですか。その辺はいかがですか。

秋山義務教育課長 日本の活躍がテレビなどで報道されました。勝った試合だけでなく、負けた後でも日本のファンの方々がごみを拾っているシーンがテレビを通じて、日本の子供たちにも広く伝わったのかなと思います。

日常的な中で、道徳とかその他さまざま特別な時間を使いながら、そういった日本のよさとかは授業の中で行っていますが、日々の朝の会とか帰りの会の学級担任の話の中で、そういった話題が触れられているのではないかと感じております。

まさに、機を得たよい教材だと思いますので、そういったことも含めて、また改めて学校には周知させていただきたいと思っています。

その他

・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が10月24日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 乙黒 泰樹